

令和5年度
人 事 委 員 会 年 報

岡 山 県 人 事 委 員 会

目 次

第1章 人事委員会関係	1
1 人事委員会の設置	2
2 人事委員会の組織と権限	2
3 人事委員会の委員	3
4 人事委員会の運営	3
(1) 令和5年度人事委員会開催状況	3
(2) 令和5年度人事委員会議事一覧表	3
第2章 事務局の組織及び分掌事務等	12
1 事務局の組織	13
2 事務局職員の定数及び現員	13
3 事務局の事務分掌	13
4 人事委員会規則の制定改廃状況	13
5 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況	14
6 令和5年度予算の状況	14
第3章 任用関係業務	19
1 採用試験	20
(1) 実施日程	20
(2) 受験資格及び試験方法	21
(3) 特徴と受験者の確保	23
(4) 令和5年度試験概要	24
(5) 採用試験実施結果一覧	26
2 採用及び昇任の選考結果	27
第4章 給与関係業務	28
1 職員給与の実態	29
(1) 給料表別、性別、学歴別の職員構成	29
(2) 給料表別の平均給与月額等	30
2 民間給与の調査	31
(1) 調査事業所	31
(2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給	31
(3) 諸手当の支給状況	32
3 職員の給与に関する報告及び勧告	33
(1) 職員給与と民間給与との較差	33
(2) 報告（むすび）	33
(3) 勧告	37
4 勧告実施の状況	37

第5章 勤務条件関係等業務	38
1 勤務条件	39
2 服務	39
3 その他	39
第6章 公平審査関係業務	40
1 勤務条件に関する措置要求	41
(1) 令和5年度において判定したもの	41
(2) 令和5年度において審査したもの	41
(3) 令和5年度において却下したもの	41
(4) 令和5年度において取下げのあったもの	41
2 不利益処分に関する審査請求	41
(1) 令和5年度において裁決したもの	41
(2) 令和5年度において審査したもの	41
(3) 令和5年度において却下したもの	41
(4) 令和5年度において取下げのあったもの	41
(5) 令和5年度において打ち切ったもの	41
3 苦情処理	41
4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧	41
第7章 職員団体関係業務	42
1 職員団体の登録	43
(1) 県関係	43
(2) 受託地方公共団体関係	43
2 管理職員等の範囲の指定	44
(1) 県関係	44
(2) 受託地方公共団体関係	45
第8章 労働基準監督機関関係業務	48
1 労働基準監督機関職権行使者	49
2 労働基準法別表第1の事業区分	49
3 労働基準法に基づく諸届の受理等	49
4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等	49

第 1 章

人 事 委 員 会 関 係

第 1 章 人事委員会関係

1 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条の規定により、都道府県及び指定都市は、条例で人事委員会を置くものとされており、本県においては、昭和 26 年 6 月 12 日に、岡山県人事委員会設置条例（昭和 26 年 6 月 11 日条例第 34 号）により設置された。

2 人事委員会の組織と権限

(1) 組 織

人事委員会は 3 人の委員をもって組織する合議制の機関である。

人事委員会が合議制の機関とされるのは、その職務が、勤務条件に関する措置の要求の審査や不利益処分の審査請求に対する裁決等に典型的に現れるように、中立かつ公平さを要求されることによるものである。

(2) 権 限

人事委員会の権限は、地方公務員法第 8 条に規定されており、これを機能的に大別すると次のとおりである。

行政権限	・ 人事行政に関する事項を調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。 ・ 給与その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 ・ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し議会及び長に意見を申し出ること。 ・ 人事行政の運営に関し任命権者に勧告すること。 ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び長に勧告すること。 ・ 職員の競争試験及び選考等に関する事務を行うこと。 ・ 職員の給与が、地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。 ・ 職員の苦情を処理すること ・ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（職員団体の登録、労働基準監督機関の職権行使等）。
準立法的権限	・ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し人事委員会規則を制定すること。
準司法的権限	・ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置をとること。 ・ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。 ・ 学校医等の公務災害補償に関する審査請求を審査すること。

3 人事委員会の委員

委員の任期は4年と規定されている。ただし、補欠委員の任期は前任の委員の残任期間とされる。

職・氏 名	就任年月日	任 期	備 考
委員長 吉松 裕子	令和元年10月 6日	令和 5年10月 5日	1 期満了 令和4年10月19日から委員長 令和4年10月18日まで労働基準監督機関職権行使者
委員長 安田 寛	令和 4年10月13日	令和 8年10月12日	1 期目 令和5年10月12日から委員長 令和5年10月11日まで労働基準監督機関職権行使者
委員長職務代理者 武井 祐子	平成30年 7月16日	令和 8年 7月15日	2 期目 平成30年11月6日から委員長職務代理者
委 員 古南 篤子	令和 5年10月 6日	令和 9年10月 5日	1 期目 令和5年10月12日から労働基準監督機関職権行使者

4 人事委員会の運営

委員会の委員長は、3人の委員から互選によって選ばれ、委員会の事務を処理し、委員会を代表する。委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員が職務を代理する。会議は、委員全員が出席しなければ開くことができないが、公務の運営等に著しい支障が生ずると認められるときは、2人の委員が出席すれば会議を開くことができる。議事の決定は、出席委員の過半数によることとなっており、議事については、委員長は他の委員と同一の権限を行使することとしている。

会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったとき、委員長が召集する。会議は、原則として非公開であるが、委員会の議決によって公開とすることができる。議事は、議事録として記録しておかなければならない。

(1) 令和5年度人事委員会開催状況

区 分	令和5年度
会 議	28回
議 案	74件
報 告 事 項	37件
そ の 他	20件

(2) 令和5年度人事委員会議事一覧表 (資料1) のとおり

(資料1)

令和5年度人事委員会議事一覧表

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
4 / 6 (木)	1	議第1号 議第2号 議第3号 報告事項 そ の 他	令和5年度岡山県職員A採用試験の実施について 令和5年度岡山県警察行政職員A採用試験の実施について 令和5年度第1回岡山県警察官採用試験第一次試験問題の決定について (1) 令和5年職種別民間給与実態調査の実施について (2) 令和4年第1号審査請求事案に係る口頭審理調書等の送付について ・令和5年度に実施する採用試験に係る採用予定者数等について ・物価上昇等に対応した過去の暫定的な人事院勧告について ・十六都道府県人事委員会協議会委員長・事務局長会議について ・中国地方人事委員会協議会委員全員会議について
4 / 20 (木)	2	議第4号 報告事項 そ の 他	岡山県職員特殊勤務手当支給規則等の一部改正について (1) 令和4年度苦情相談(下半期)の処理状況について (2) 岡山県職員共闘会議からの要求書受取の概要 ・委員視察について ・全人連公平審査事務研修会について
4 / 28 (金)	3	議第5号	新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特別休暇等の取扱いの廃止等について
5 / 10 (水)	4	議第6号 議第7号 報告事項	令和5年度岡山県警察行政職員A採用試験第一次試験課題の決定について 令和5年度第2回岡山県警察官採用試験の採用予定者数の承認について (1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要 (2) 岡山県公務・公共業務労働組合共闘会議からの要請書受取の概要 (3) 令和5年第1号審査請求事案に係る反論書等の受理について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
5 / 2 4 (水)	5	議第8号	令和5年度岡山県職員A採用試験（アピール型）第二次試験のグループワーク課題の決定について
		議第9号	令和5年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験の実施について
		議第10号	令和5年度岡山県警察行政職員B採用試験の実施について
		報告事項	(1) 令和5年度岡山県職員A採用試験の申込状況について (2) 令和4年第1号審査請求事案に係る最終陳述書の送付について
		そ の 他	・委員視察について
6 / 1 2 (月)	6	議第11号	令和5年度岡山県職員A採用試験（アピール型）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について
		議第12号	令和4年第1号審査請求事案に係る裁決書（案）について
		議第13号	自治労備前市職員労働組合の職権による登録の取消しに係る聴聞の実施について
		議第14号	条例案に対する人事委員会の意見について
		議第15号	岡山県職員特殊勤務手当の運用についての一部改正について
		報告事項	(1) 令和5年第1号審査請求事案に係る再答弁書の受理について
7 / 1 3 (木)	7	議第16号	令和5年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施について
		議第17号	令和5年度障がい者対象の岡山県職員等採用試験の実施について
		議第18号	令和4年第1号審査請求事案に係る裁決書（案）について
		議第19号	自治労備前市職員労働組合の登録取消しの決定について
		議第20号	令和5年第1号審査請求事案に係る再反論書等の受理等について
		そ の 他	・勧告に向けた委員会協議予定案について ・委員視察について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
7 / 2 7 (木)	8	議第21号 報告事項 そ の 他	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 令和5年職種別民間給与実態調査の実施状況について (2) 令和5年第1号審査請求事案に係る証拠調申請書の受理について (3) 全人連公平審査事務研修会の概要について ・岡山県職員A採用試験二次試験の実施について
8 / 7 (月)	9	議第22号 そ の 他	令和5年度岡山県警察行政職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について ・人事院勧告関係の情報提供
8 / 2 2 (火)	10	議第23号 議第24号 議第25号 議第26号 報告事項	令和5年度岡山県職員A採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和5年度第2回岡山県警察官採用試験及び岡山県警察行政職員B採用試験第一次試験課題の決定について 本年の人事院勧告に係る人事委員会の対応案 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 令和5年第1号審査請求事案に係る求釈明への回答の受理等について (2) 令和5年度勤務条件等実態調査(前期)について
8 / 3 1 (木)	11	議第27号 議第28号 議第29号 報告事項 そ の 他	職員の給与等に関する報告及び勧告について 臨時的任用教員等の給料月額について 退職手当の支給制限処分に係る諮問について (1) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要 (2) 令和5年度勤務条件等実態調査(前期)について (3) 時間外勤務命令の特例適用に係る任命権者からの報告について ・令和5年度教職員の勤務実態調査結果について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
9 / 7 (木)	12	議第30号 議第31号 報告事項	令和5年度岡山県職員A採用試験の追加実施について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 中国地方人事委員会協議会次長・給与主管課長会議の概要
9 / 14 (木)	13	議第32号 議第33号 報告事項 そ の 他	令和5年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第一次試験課題の決定について 職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 岡山県職員共闘会議との局長会見の概要 ・岡山県職員共闘会議との委員会見(9月22日)について
9 / 22 (金)	14	議第34号 報告事項	職員の給与等に関する報告及び勧告について (1) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要
9 / 29 (金)	15	議第35号 議第36号 議第37号 報告事項	岡山県職員給与支給規則の一部改正について 職員の給与等に関する報告及び勧告について 令和5年第1号審査請求事案に係る再々反論書等の受理について (1) 岡山県職員共闘会議との委員会見の概要 (2) 岡山県公務・公共業務労働組合共闘会議からの要請書受取の概要

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
10 / 12 (木)	16	議第38号 議第39号 議第40号 議第41号 議第42号 報告事項	委員長の選任について 委員長職務代理者の指定について 労働基準監督機関の職権に係る人事委員会委員への委任について 令和5年度障がい者を対象とした岡山県職員等採用試験第一次試験課題の決定について 令和5年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験第二次試験課題の決定について (1) 令和5年度(上半期)苦情相談の処理状況について
10 / 26 (木)	17	議第43号 議第44号	令和5年第1号審査請求事案に係る今後の手続等について 岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について
11 / 15 (水)	18	議第45号 議第46号 議第47号 報告事項	令和5年度岡山県職員B採用試験及び市町村立小・中学校事務職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和5年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験第二次試験の課題の決定について 令和5年第1号審査請求事案に係る準備手続の開催等について (1) 令和5年第1号審査請求事案に係る再々々答弁書の受理について (2) 都道府県人事委員会等の報告・勧告の状況について
11 / 24 (金)	19	議第48号 議第49号	令和5年度岡山県警察行政職員B採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 岡山県職員倫理条例に係る贈与等報告書の審査について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
12/6 (水)	20	議第50号 議第51号 議第52号 議第53号	令和5年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和5年度障がい者対象の岡山県職員等採用試験に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 令和5年度岡山県職員A採用試験（追加実施分）に係る最終合格者の決定及び採用候補者名簿の確定について 条例案に対する人事委員会の意見について
12/15 (金)	21	議第54号 議第55号 議第56号 議第57号 そ の 他	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正について 令和5年第1号審査請求事案に係る書証認否書等の受理等について 岡山県職員給与条例等の改正に伴う人事委員会規則及び通知の改正等について 会計年度任用職員への勤勉手当の支給等に伴う人事委員会規則等の一部改正について ・警察官採用試験の新たな試験区分の試験的導入について
1/12 (金)	22	議第58号 報告事項 そ の 他	令和5年第1号審査請求事案に係る口頭審理の開催等について (1) 職務に専念する義務の免除について (2) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について ・令和6年度中国地方人事委員会協議会委員全員会議の開催日程について ・警察官採用試験の新たな試験区分の試験的導入について

月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
1 / 2 9 (月)	23	議第59号 議第60号 そ の 他	令和6年度岡山県職員等採用試験実施計画について 岡山県警察官採用試験に係る実施計画の承認について ・令和5年第1号審査請求事案に係る参考事例等について
2 / 8 (木)	24	議第61号 報告事項 そ の 他	岡山県職員給与条例の改正に伴う人事委員会規則及び通知の一部改正について (1) 令和5年第1号審査請求事案に係る証拠調申請書の受理について ・県職員A採用試験の技術職種における教養試験の見直しについて ・県職員B採用試験（農業土木、電気）の実施について
2 / 2 7 (火)	25	議第62号 議第63号 議第64号 議第65号 議第66号 議第67号 議第68号 報告事項 そ の 他	条例案に対する人事委員会の意見について 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正に伴う人事委員会規則の改正について 特殊勤務手当に係る人事委員会の承認について 特勤勤務手当等に関する規則の一部改正について 令和6年度岡山県職員A採用試験（アピール型）の実施について 岡山県職員等採用試験に係る実施基準の一部改正について 勤務延長の期限の延長承認について (1) 令和5年1号審査請求事案に係る口頭審理調書等の送付について ・令和6年度岡山県職員募集パンフレットについて

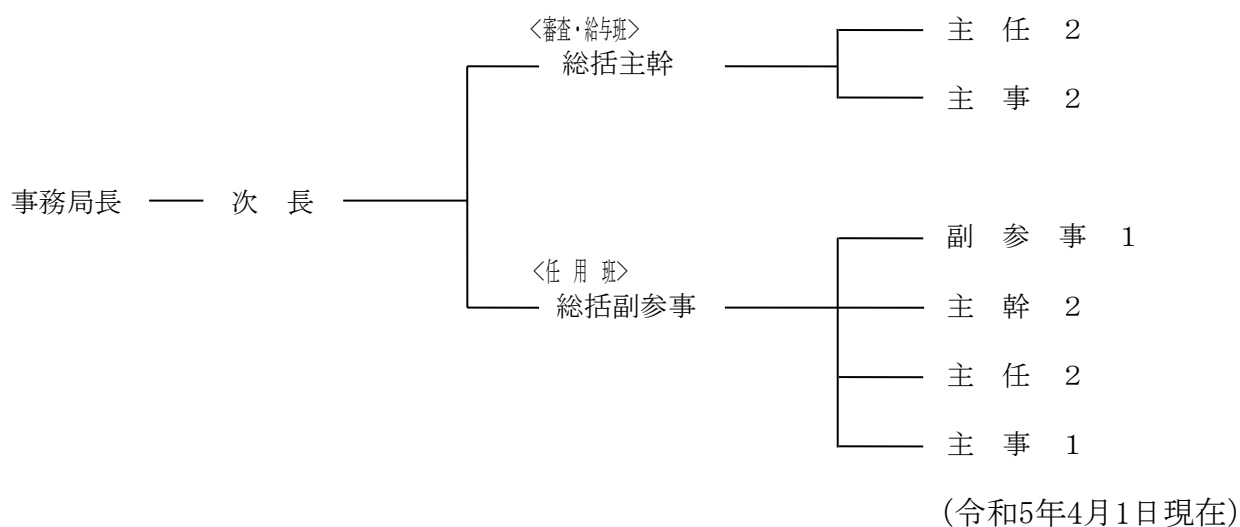
月日(曜)	回	議事番号	議 題 名 等
3 / 7 (木)	26	議第69号 議第70号 報告事項	職員の退職管理の運用についての一部改正について 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について (1) 労働者死傷病報告について (2) 岡山県高等学校教職員組合からの要求書受取の概要
3 / 1 9 (火)	27	議第71号 議第72号 報告事項	令和6年4月1日人事異動に伴う協議について 令和6年4月1日人事異動に伴う事務局職員の任免について (1) 令和6年4月1日人事異動に伴う協議の委員長専決について
3 / 2 7 (水)	28	議第73号 議第74号 報告事項	職員の任用に関する規則の一部改正について 自己啓発等休業に係る退職手当の取扱いの承認について (1) 令和5年度勤務条件等実態調査(後期)について (2) 令和5年第1号審査請求事案に係る最終陳述書の送付について (3) 岡山県職員共闘会議からの要求書受取の概要 (4) 岡山県高等学校教職員組合との局長会見の概要

第 2 章

事務局の組織及び分掌事務等

第2章 事務局の組織及び分掌事務等

1 事務局の組織



2 事務局職員の定数及び現員

人事委員会事務局の職員定数 13人
 人事委員会事務局の職員現員 14人
 [岡山県職員等定数条例第2条6号]

3 事務局の事務分掌

班	事務分掌
審査・給与班	1 事務局職員の任免その他人事に関する事 2 予算経理及び物品出納に関する事 3 審査請求・措置要求に関する事 4 分限・懲戒及び服務の手續に関する事 5 勤務時間その他の勤務条件に関する事 6 労働基準監督に関する事 7 職員団体に関する事 8 給与等に関する報告及び勧告に関する事 9 民間給与実態調査に関する事 10 職員給与実態調査に関する事 11 給料表及び初任給・昇格・昇給等に関する事 12 諸手当その他給与制度に関する事
任用班	1 採用試験に関する事 2 選考に関する事 3 臨時的任用に関する事

4 人事委員会規則の制定改廃状況 (資料2) のとおり

5 条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況
(資料3) のとおり

6 令和5年度予算の状況

当初予算額事項別一覧表

(単位：千円)

分 類 事 項 名	予 算 額 ()は前年	財源内訳		説 明
		特 定	一 般	
(義務) 人事委員会事務局 職 員 費	120,864 (104,690)		120,864 (104,690)	事務局人件費 給 料 53,208 諸手当 47,660 共済費 19,996
(一般) 人 事 委 員 会 費	7,494 (7,314)		7,494 (7,314)	委員報酬等経費 (報酬額) 平成23年4月1日改定 委員長：日額 35,000円 月額 45,000円 委 員：日額 30,000円 月額 35,000円
(一般) 人事委員会事務局 運 営 費	17,843 (17,469)	462 (465)	17,381 (17,004)	事務局運営費 17,381 受託公平委員会費 462 10市12町村36一部事務組合に係る公平委員会 の受託事務費(年額) 市 @30×10団体 町村(百人以上) @ 9× 6団体 町村(百人未満) @ 6× 6団体 一部事務組合 @ 2×36団体
事務局計	146,201 (129,473)	462 (462)	145,739 (129,008)	

(資料2)

人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
40	R5.5.2	岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置づけが、5類感染症に移行されることに伴い、所要の改正を行う。	R5.5.8
41	R5.5.23	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体における組織改正等に伴い、管理職員等の範囲について、所要の改正を行う。	R5.5.23
42	R5.6.27	給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	組織の改編に伴い、所要の改正を行う。	R5.6.27 (R3.7.1適用)
43	R5.8.25	岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	R5.8.25
44	R5.8.25	岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。	R5.8.25
45	R5.10.13	岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則	時間外勤務手当等の算定基礎となる手当の改正を行う。	R5.11.1
46	R5.11.2	岡山職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	給料の調整額、月額で定められている特殊勤務手当との併給が可能な特殊勤務手当について、所要の改正を行う。	R5.11.2
47	R5.12.22	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	夏季特別休暇について、取得可能期間の始期を7月1日から6月1日に拡充する改正を行う。	R6.1.1
48	R5.12.22	会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	夏季特別休暇について、取得可能期間の始期を7月1日から6月1日に拡充する改正を行う。	R6.1.1

(資料2)

人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
49	R5.12.26	初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則	医師の処遇を確保する観点から、支給月額を改正する。	R5.12.26 (R5.4.1適用)
50	R5.12.26	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、成績率の基準を改正する。	R5.12.26 (R5.12.1適用)
51	R5.12.26	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表の改正を行う。	R5.12.26 (R5.4.1適用)
52	R5.12.26	岡山県短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給すること等に伴い、所要の改正を行う。	R5.12.26 (R5.4.1適用)、R6.4.1
53	R5.12.26	岡山県会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給すること等に伴い、所要の改正を行う。	R5.12.26 (R5.4.1適用)、R6.4.1
1	R6.2.16	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、成績率の基準を改正する。	R6.4.1
2	R6.3.5	特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	特地勤務手当に準ずる手当の支給対象者に、新たに採用された職員を加える改正を行う。	R6.4.1
3	R6.3.19	職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R6.4.1
4	R6.3.22	農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則	規定の整備を行うために所要の改正を行う。	R6.3.22

(資料2)

人事委員会規則の制定改廃状況

規則 番号	公 年 月 日 布	規 則 名	内 容	施行年月日 (適用年月日)
5	R6.3.22	岡山県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の改正に伴い、給料の調整額、月額で定められている特殊勤務手当との併給が可能な特殊勤務手当及び福祉相談支援センターに勤務する職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う。	R6.4.1
6	R6.3.29	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R6.4.1
7	R6.3.29	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R6.3.29
8	R6.3.29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R6.4.1
9	R6.3.29	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職制の改正に伴い、所要の改正を行う。	R6.4.1
10	R6.3.29	公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	公益的法人等への職員派遣見直しに伴い、所要の改正を行う。	R6.4.1

(資料3)

条例の制定・改廃に関する意見の聴取状況

議会	条 例 案	意 見
6月議会	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	異議ありません
9月議会	－	－
11月議会	岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例 (一般職の職員に適用される部分に限る。)	適当であると認めます
2月議会	岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例	異議ありません
	岡山県職員特殊勤務手当支給条例等の一部を改正する条例(第1条に限る。)	異議ありません

第 3 章

任 用 関 係 業 務

第3章 任用関係業務

1 採用試験 (1) 実施日程

試験 岡山県職員A採用試験	試験 名	公示日	申込受付期間	第一次試験会場	第二次試験日	最終合格発表日
岡山県職員A採用試験		4月21日	4月21日 ～ 5月19日	6月18日 岡山大学 明治学院大学	7月12日 ～ 7月14日、 7月18日 ～ 7月20日、 8月5日 ～ 8月7日、 8月9日、 8月11日	8月25日
岡山県職員A採用試験（追加）		9月15日	9月15日 ～ 10月13日	11月5日 岡山県庁分庁舎	11月22日、 12月2日	12月12日
岡山県職員A採用試験（アピール型）		3月1日	3月1日 ～ 3月31日	4月16日 岡山大学 都道府県会館	6月3日 ～ 6月4日	6月15日
岡山県職員B採用試験		7月4日	7月4日 ～ 8月18日	9月24日 岡山大学	10月28日、 11月1日 ～ 11月2日	11月17日
市町村立小・中学校事務職員採用試験						
社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験		8月8日	8月8日 ～ 9月15日	10月15日 岡山県庁分庁舎 都道府県会館	11月25日 ～ 11月26日	12月12日
障がい者対象の 岡山県職員 市町村立小・中学校事務職員採用試験		8月8日	8月8日 ～ 9月15日	10月22日 岡山県庁分庁舎	11月30日 ～ 12月1日	12月12日
岡山県警察官等採用試験	警察官B (男性・女性) (令和5年10月採用)	3月1日	3月1日 ～ 3月31日	5月14日 岡山大学 5月6日、5月7日 岡山県警察学校	7月8日 ～ 7月10日	7月19日
	警察官A (男性・女性)					
	警察行政職員A	4月21日	4月21日 ～ 5月19日	6月18日 岡山大学 明治学院大学	7月29日	8月10日

試験区分	試験名	公示日	申込受付期間	第一次試験会場	第二次試験日	最終合格発表日
岡山県警察官等採用試験	警察官 A (男性・女性)	7月 4日	7月 4日 ～ 8月10日	9月17日 岡山大学 9月16日、18日 岡山県警察学校	11月18日 ～ 11月19日	12月 1日
	警察官 B (男性・女性)					
	警察行政職員 B	7月 4日	7月 4日 ～ 8月10日	9月24日 岡山大学	11月11日	12月 1日
	警察行政職員 (障がい者対象)	8月 8日	8月 8日 ～ 9月15日	10月22日 岡山県庁分庁舎	11月30日 ～ 12月 1日	12月12日

(2) 受験資格及び試験方法

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
県職員等	＜県職員 A＞ - 行政、環境、衛生、農業、土木、農業土木、畜産、林業、建築、電気	・平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ・平成14年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	・教養試験 2時間30分 択一式 ・専門試験 2時間 択一式 ・適性検査
	＜県職員 A (追加)＞ - 土木、農業土木、畜産、林業、電気	・教養試験 2時間 択一式 ・専門試験 2時間 択一式 ・適性検査	・口述試験
	＜県職員 A (7c・7d型)＞ - 行政	・基礎能力試験 (SPI3) 1時間10分 択一式 ・アピールシート試験 1時間30分 ・適性検査	・口述試験

試験区分	受験	資格	第一次試験	第二次試験	
県職員等	< 県職員B > 事務、土木、林業	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ただし、次のいずれかに該当する者を除く ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者 又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	・教養試験 択一式 2時間 ・専門試験(土木、林業のみ) 択一式 2時間 ・適性検査	・作文試験 ・口述試験	
		市町村立小・中学校事務職員			
	社会人経験者等対象の県職員 行政、土木	平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者			・口述試験 ・論文試験（土木のみ）
		昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者	・教養試験 択一式 1時間30分（土木のみ） ・専門試験 択一式 2時間（行政のみ） ・論文試験 1時間30分 ・適性検査 ・資格加算（行政のみ）	・口述試験	
	警察官	障がい者対象の ・県職員 ・市町村立小・中学校事務職員	・次に掲げる全ての要件を満たす者 ①平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ②次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者 ア身体障害者手帳 イ身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が作成した、障害の種類及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書 ウ産業医による1に準じる診断書・意見書 エ都道府県知事等が交付する療育手帳 オ児童相談所等による知的障害があることの判定書 カ精神障害者保健福祉手帳 ③活字印刷文又は点字による出題に対応できる者（点字による出題は県職員に限る）	・教養試験 択一式 2時間 1時間 ・作文試験 ・適性検査	・口述試験
警察官等	警察官 (男性・女性) 令和5年10月採用	・平成24年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者 ただし、次のいずれかに該当する者は受験することができない。 ①学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者 又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者（岡山県警察本部が同等の資格があると認める者を含む。） ②学校教育法による高等学校を令和5年10月1日から令和6年3月31日までに卒業見込みの者（岡山県警察本部が同等の資格があると認める者を含む。）	・教養試験 択一式 2時間 1時間 ・作文試験 ・適性検査 ・体力試験 3時間程度 ・身体検査 1 ・資格加算	・口述試験 ・身体検査 2	

試験区分	受験資格	第一次試験	第二次試験
警察官(男性・女性)	- 平成2年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	- 教養試験 2時間 - 択一式試験 1時間30分 - 論文試験 3時間 - 適性検査 1時間 - 体力試験 3時間 - 身体検査 1時間 - 資格加算	- 口述試験 - 身体検査 2
警察官(男性・女性)	平成2年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者で、Aの受験資格上記(①②)に該当しないもの	- 教養試験 2時間 - 択一式試験 1時間 - 論文試験 3時間 - 適性検査 1時間 - 体力試験 3時間 - 身体検査 1時間 - 資格加算	- 口述試験 - 身体検査 2
警察行政職員A	- 平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 - 平成14年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	- 教養試験 2時間30分 - 択一式試験 1時間30分 - 論文試験 - 適性検査	口述試験
警察行政職員B	- 平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 - ただし、次のいずれかに該当する者を除く ①学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業見込みの者 ②①と同等と認める者	- 教養試験 2時間 - 択一式試験 1時間 - 論文試験 - 適性検査	口述試験
障がい者対象の警察行政職員	- 次に掲げる全ての要件を満たす者 ①平成5年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ②次に掲げる手帳等のうち、いずれかの交付を受けている者 - ア身体障害者手帳 - イ身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が作成した、障害の種類及び程度並びに障害者雇用促進法別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書 - ウ産業医によるに準じる診断書・意見書 - エ都道府県知事等が交付する療育手帳 - オ児童相談所等による知的障害があることの判定書 - カ精神障害者保健福祉手帳 ③活字印刷文又は点字による出題に対応できる者	- 教養試験 2時間 - 択一式試験 1時間 - 論文試験 - 適性検査	口述試験

(3) 特徴と受験者の確保
 ア 申込者は、県職員A(6月一次試験実施分)では対前年比約5.9%減、県職員Bについては約14.3%減であった。
 イ また、警察官にたいしては約18.6%減となった。
 イ 受験の確保に向け、採用説明会においては、対面方式とオンライン方式を併用も含め状況に応じて使い分ける等、参加者の利便性の向上等にも配慮して開催した。

(4) 令和5年度試験概要
① (県職員関係等)

試験名	試験区分	採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)	受験率 (%)	第一次 合格者 (人)	第二次 受験者 (人)	最終 合格者 (人)	競争率 受験者/最終合格者 (倍)	採用者 (人)
県職員A 公示 4月21日 一次 6月18日 一次合格発表 6月29日 二次 7月12日～14日 7月18日～20日 8月5日～7日、9日、11日 二次合格発表 8月25日	行政	60	(165) 386	(124) 288	74.6	(84) 183	(72) 159	(46) 82	3.5	(31) 56
	環境	1	(3) 9	(2) 2	22.2	1	1	1	2.0	1
	衛生	2	(9) 12	(8) 9	75.0	(7) 8	(6) 7	(2) 3	3.0	(1) 2
	農業	10	(18) 52	(13) 39	75.0	(11) 30	(9) 25	(6) 13	3.0	(2) 9
	土木	14	(3) 19	(2) 13	68.4	(2) 12	(1) 8	(1) 7	1.9	(1) 6
	農業土木	4	8	4	50.0	4	4	4	1.0	2
	畜産	5	(2) 6	(1) 4	66.7	(1) 2	(1) 2	(1) 2	2.0	1
	林業	6	(1) 10	(1) 9	90.0	(1) 7	(1) 7	3	3.0	2
	建築	1	3	2	66.7	2	2	1	2.0	1
	電気	2	(1) 9	(1) 3	33.3	1	1	0	—	—
	計	105	(202) 514	(150) 373	72.6	(106) 250	(90) 216	(56) 116	3.2	(35) 80
県職員A (追加) 公示 9月15日 一次 11月5日 一次合格発表 11月15日 二次 11月22日、12月2日 二次合格発表 12月12日	土木	7	3	1	33.3	1	1	1	1.0	1
	農業土木	2	3	0	—	—	—	—	—	—
	畜産	5	(1) 5	3	60.0	2	1	1	3.0	1
	林業	3	6	4	66.7	3	2	1	4.0	1
	電気	2	(1) 6	(1) 3	50.0	(1) 3	(1) 3	(1) 3	1.0	(1) 3
	計	19	(2) 23	(1) 11	47.8	(1) 9	(1) 7	(1) 6	1.8	(1) 6
県職員A (アビール型) 公示 3月1日 一次 4月16日 一次合格発表 5月10日 二次 6月3日、4日 二次合格発表 6月15日	行政	12	(111) 225	(87) 170	75.6	(30) 49	(27) 39	(13) 16	10.6	(10) 12
	事務	5	(15) 42	(10) 31	73.8	(4) 15	(4) 15	(1) 7	4.4	3
県職員B 公示 7月4日 一次 9月24日 一次合格発表 10月11日 二次 10月28日 11月1日、2日 二次合格発表 11月17日	土木	3	(1) 16	(1) 9	56.3	7	7	7	1.3	5
	林業	2	(1) 2	1	50.0	1	1	1	1.0	0
	計	10	(17) 60	(11) 41	68.3	(4) 23	(4) 23	(1) 15	2.7	8
	社会人経験者等対象	10	(58) 154	(45) 116	75.3	(14) 30	(14) 26	(6) 13	8.9	(6) 13
社会人経験者等対象 公示 8月8日 一次 10月15日 一次合格発表 11月1日 二次 11月25日、26日 二次合格発表 12月12日	行政	10	(58) 154	(45) 116	75.3	(14) 30	(14) 26	(6) 13	8.9	(6) 13
	土木	3	4	2	50.0	1	0	—	—	—
	計	13	(58) 158	(45) 118	74.7	(14) 31	(14) 26	(6) 13	9.1	(6) 13
市町村立小・中学校事務 (県職員Bと同じ)	A	7	(84) 148	(45) 84	56.8	(14) 35	(11) 27	(7) 8	10.5	(6) 6
	B	5	(22) 31	(19) 26	83.9	(12) 15	(11) 14	(5) 5	5.2	(5) 5
	計	12	(106) 179	(64) 110	61.5	(26) 50	(22) 41	(12) 13	8.5	(11) 11
障がい者対象 公示 8月8日 一次 10月22日 一次合格発表 11月8日 二次 11月30日、12月1日 二次合格発表 12月12日	県職員(事務)	3	(1) 13	(1) 12	92.3	(1) 9	(1) 8	0	—	—
	小・中学校事務	2	(1) 1	(1) 1	100.0	(1) 1	(1) 1	(1) 1	1.0	(1) 1
	計	5	(2) 14	(2) 13	92.9	(2) 10	(2) 9	(1) 1	13.0	(1) 1
	県職員等合計	176	(498) 1,173	(360) 836	71.3	(183) 422	(160) 361	(90) 180	4.6	(64) 131
総 合 計		185	(594) 1,330	(418) 927	69.7	(220) 470	(193) 405	(102) 192	4.8	(72) 139

注：() は、女性で内数

②(警察関係)

試験名	試験区分	採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)	受験率 (%)	第一 次 合格者 (人)	第二 次 受験者 (人)	最 終 合格者 (人)	競 争 率 (倍)	採用者 (人)
警察行政職員 A 公示 4月21日 一次 6月18日 一次合格発表 7月5日 二次 7月29日 二次合格発表 8月10日	警 察 行 政 職 員 A	6	(63) 106	(36) 57	53.8	(24) 32	(22) 30	(8) 8	7.1	(6) 6
警察行政職員 B 公示 7月4日 一次 9月24日 一次合格発表 10月11日 二次 11月11日 二次合格発表 12月1日	警 察 行 政 職 員 B	2	(31) 46	(21) 30	65.2	(12) 14	(10) 12	(4) 4	7.5	(2) 2
障がい者対象 (県職員等と同じ)	警 察 行 政 職 員	1	(2) 5	(1) 4	80.0	(1) 2	(1) 2	0	—	—
警 察 行 政 合 計		9	(96) 157	(58) 91	58.0	(37) 48	(33) 44	(12) 12	7.6	(8) 8

注：() は、女性で内数

(参考) 警察本部委任試験

試験名	試験区分	採用 予定者 (人)	申込者 (人)	受験者 (人)	受験率 (%)	第一 次 合格者 (人)	第二 次 受験者 (人)	最 終 合格者 (人)	競 争 率 (倍)	採用者 (人)
第1回警察官 公示 3月1日 一次 5月14日 5月6日, 7日 一次合格発表 5月31日 二次 7月8日～10日 二次合格発表 7月19日	警 察 官 B (男性)10月 警 察 官 B (女性)10月 小 計 警 察 官 A (男性)4月 警 察 官 A (女性)4月 小 計 計	10 3 13 21 5 26 39	121 34 155 186 60 246 401	77 20 97 139 41 180 277	63.6 58.8 62.6 74.7 68.3 73.2 69.1	54 13 67 91 31 122 189	43 10 53 81 27 108 161	12 3 15 32 10 42 57	6.4 6.7 6.5 4.3 4.1 4.3 4.9	10 3 13 23 9 32 45
第2回警察官 公示 7月4日 一次 9月17日 9月16, 18日 一次合格発表 10月4日 二次 11月18日, 19日 二次合格発表 12月1日	警 察 官 A (男性) 警 察 官 A (女性) 小 計 警 察 官 B (男性) 警 察 官 B (女性) 小 計 計	8 2 10 18 5 23 33	96 34 130 120 60 180 310	64 12 76 90 44 134 210	66.7 35.3 58.5 75.0 73.3 74.4 67.7	35 9 44 50 29 79 123	29 7 36 47 27 74 110	11 2 13 19 10 29 42	5.8 6.0 5.8 4.7 4.4 4.6 5.0	11 2 13 17 8 25 38
警察官計	警察官 A 警察官 B 合計	(7) 36 (8) 36 (15) 72	(94) 376 (94) 335 (188) 711	(53) 256 (64) 231 (117) 487	68.1 68.1 69.0 68.5	(40) 166 (42) 146 (82) 312	(34) 144 (37) 127 (71) 271	(12) 55 (13) 44 (25) 99	4.7 4.7 5.3 4.9	(11) 45 (11) 38 (22) 83

注：() 内は、女性で内数

(5) 採用試験実施結果一覧

過去の採用試験実施状況〔単位：人・倍（女性内数）〕

試験区分			令和５年度				令和４年度				令和３年度			
			採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率
県職員	Ａ	行政	60	(124) 288	(46) 82	3.5	64	(108) 282	(45) 85	3.3	66	(123) 280	(49) 84	3.3
		環境	1	2	1	2.0	2	(6) 14	2	7.0	3	(1) 17	(1) 5	3.4
		衛生	2	(8) 9	(2) 3	3.0	3	(5) 8	(1) 2	4.0	4	(4) 6	(2) 4	1.5
		農業	10	(13) 39	(6) 13	3.0	9	(11) 28	(7) 11	2.5	10	(13) 40	(6) 13	3.1
		土木	14	(2) 13	(1) 7	1.9	8	(7) 22	(3) 10	2.2	15	(3) 14	(3) 10	1.4
		農業土木	4	4	4	1.0	8	(2) 9	(1) 5	1.8	5	(2) 9	(1) 6	1.5
		畜産	5	(1) 4	(1) 2	2.0	5	(3) 6	(2) 4	1.5	2	(3) 4	(2) 3	1.3
		林業	6	(1) 9	3	3.0	4	(2) 5	(2) 3	1.7	2	(1) 5	(1) 3	1.7
		建築	1	2	1	2.0	2	(1) 7	2	3.5	2	(1) 2	(1) 1	2.0
		電気	2	(1) 3	0	—	4	(1) 7	2	3.5	5	11	5	2.2
		環境（追加）	—	—	—	—	—	—	—	—	1	(2) 9	2	4.5
		土木（追加）	7	1	1	1.0	—	—	—	—	6	(1) 7	(1) 3	2.3
		農業土木（追加）	2	0	—	—	3	(1) 8	(1) 3	2.7	—	—	—	—
		畜産（追加）	5	3	1	3.0	3	3	2	1.5	—	—	—	—
		林業（追加）	3	4	1	4.0	3	(1) 6	2	3.0	—	—	—	—
		建築（追加）	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3	1	3.0
		電気（追加）	2	(1) 3	(1) 3	1.0	2	1	0	—	2	11	3	3.7
		行政（アピール型）	12	(87) 170	(13) 16	10.6	11	(91) 186	(13) 17	10.9	11	(112) 210	(15) 17	12.4
	Ｂ	事務	5	(10) 31	(1) 7	4.4	5	(23) 47	(5) 6	7.8	4	(16) 30	(4) 7	4.3
		土木	3	(1) 9	7	1.3	3	(2) 9	(2) 6	1.5	3	(2) 10	(1) 7	1.4
		林業	2	1	1	1.0	2	5	3	1.7	1	2	2	1.0
		行政	10	(45) 116	(6) 13	8.9	10	(48) 132	(4) 10	13.2	10	(42) 137	(3) 12	11.4
		土木	3	2	0	—	3	6	2	3.0	3	5	3	1.7
市町村立小・中学校 事務職員		Ａ	7	(45) 84	(7) 8	10.5	9	(62) 114	(7) 9	12.7	12	(76) 119	(10) 14	8.5
		Ｂ	5	(19) 26	(5) 5	5.2	7	(17) 29	(6) 8	3.6	8	(20) 40	(7) 8	5.0
県職員 （障がい者対象）			3	(1) 12	0	—	4	(4) 20	2	10.0	8	(8) 26	(3) 6	4.3
小・中学校事務職員 （障がい者対象）			2	(1) 1	(1) 1	1.0	1	2	0	—	1	(1) 1	0	—

試験区分				令和 5 年度				令和 4 年度				令和 3 年度			
				採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率	採用予定者数	受験者数	最終合格	競争率
警察官	10月採用	警察官 A	男性												
			女性												
		警察官 B	男性												
			女性												
	4月採用	警察官 A（男性）	第1回												
			第2回												
		警察官 A（女性）	第1回												
			第2回												
		警察官 B	男性												
			女性												
警察行政職員			A	6	(36) 57	(8) 8	7.1	3	(70) 105	(2) 4	26.3	5	(76) 128	(6) 7	18.3
			B	2	(21) 30	(4) 4	7.5	2	(18) 30	(3) 3	10.0	2	(19) 27	(2) 2	13.5
警察行政職員 （障がい者対象）			1	(1) 4	0	—	1	(1) 3	0	—	1	(2) 9	1	9.0	

注：（ ）内は、女性で内数

2 採用及び昇任の選考結果

給料表	等級	採用							昇任						
		知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計	知事	教育	警察	企業局	議会	その他	合計
行政職	9	2						2							
	8		1					1							
	7	1						1							
	6	4	5					9							
	5	2						2							
	4	9	1					10							
	3	19	4	1				24							
	2	20		1				21							
	1	19	2					21							
研究職	5														
	4														
	3	1						1							
	2	2						2							
	1			1				1							
医療職 (一)	4														
	3	1						1							
	2														
	1	3						3							
医療職 (二)	7														
	6														
	5														
	4														
	3														
	2	4						4							
	1														
医療職 (三)	6														
	5														
	4														
	3														
	2	6						6							
	1														
公安職	9			1				1							
	8														
	7			8				8							
	6			13				13							
	5			3				3							
	4			6				6							
	3			3				3							
	2			1				1							
	1			1				1							
合計		93	13	39				145							

第 4 章

給 与 関 係 業 務

第4章 給与関係業務

1 職員給与の実態

令和5年4月1日現在における一般職の職員（企業職員等を除く。）の給与等の実態を調査した。その結果は、次のとおりである。

（1）給料表別、性別、学歴別の職員構成

区 分		計	性 別		学 歴 別			
給料表			男性	女性	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
全 給 料 表	職 員 数	人 18,571	10,963	7,608	15,984	663	1,920	4
	構 成 比	% 100.0	59.0	41.0	86.1	3.6	10.3	0.0
行 政 職	職 員 数	人 4,777	3,108	1,669	3,638	308	828	3
	構 成 比	% 25.7	65.1	34.9	76.2	6.4	17.3	0.1
公 安 職	職 員 数	人 3,562	3,128	434	2,350	174	1,037	1
	構 成 比	% 19.2	87.8	12.2	66.0	4.9	29.1	0.0
教育職(一)	職 員 数	人 3,449	1,868	1,581	3,333	61	55	－
	構 成 比	% 18.6	54.2	45.8	96.6	1.8	1.6	－
教育職(二)	職 員 数	人 59	36	23	58	1	－	－
	構 成 比	% 0.3	61.0	39.0	98.3	1.7	－	－
小 中 教 育 職	職 員 数	人 6,214	2,553	3,661	6,116	98	－	－
	構 成 比	% 33.5	41.1	58.9	98.4	1.6	－	－
研 究 職	職 員 数	人 227	179	48	225	2	－	－
	構 成 比	% 1.2	78.9	21.1	99.1	0.9	－	－
医療職(一)	職 員 数	人 26	21	5	26	－	－	－
	構 成 比	% 0.1	80.8	19.2	100.0	－	－	－
医療職(二)	職 員 数	人 141	68	73	126	15	－	－
	構 成 比	% 0.8	48.2	51.8	89.4	10.6	－	－
医療職(三)	職 員 数	人 116	2	114	112	4	－	－
	構 成 比	% 0.6	1.7	98.3	96.6	3.4	－	－

注1：再任用職員、育休代替任期付職員は含まれていない。

注2：構成比は、それぞれ四捨五入しているため計と一致しない場合がある。

(2) 給料表別の平均給与月額等

区分 給料表	職 員 数	年 齢	経 験 年 数	給 料	扶 養 手 当	地 域 手 当	計
	人	歳	年	円	円	円	円
全 給 料 表	18,571	41.4	18.8	346,779	9,493	3,981	360,253
行 政 職	4,777	42.7	20.1	332,908	9,175	6,579	348,662
公 安 職	3,562	38.8	17.4	334,215	14,515	6,158	354,888
教 育 職 (一)	3,449	44.5	21.3	376,447	9,152	4,723	390,322
教 育 職 (二)	59	39.2	16.0	350,958	10,898	3,896	365,752
小 中 教 育 職	6,214	40.2	17.2	348,288	7,171	-	355,459
研 究 職	227	43.0	18.6	350,682	10,775	5,485	366,942
医 療 職 (一)	26	41.3	14.6	438,765	7,538	76,016	522,319
医 療 職 (二)	141	45.1	19.4	347,065	7,851	3,886	358,802
医 療 職 (三)	116	38.6	15.4	310,144	2,151	2,385	314,680

注：給料には、給料の調整額及び医療職給料表(三)の格付け見直しに伴う差額を含む。

2 民間給与の調査

職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査した。その概要は次のとおりである。

(1) 調査事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 246 の事業所について調査し、調査が完結した事業所は、次のとおりである。

企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業					
産 業 計		216 事業所	88 事業所	94 事業所	34 事業所
農 業 , 林 業 、 漁 業		0	0	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		10	2	6	2
製 造 業		103	34	50	19
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		44	21	18	5
卸 売 業 , 小 売 業		21	11	6	4
金 融 業 , 保 険 業、 不動産業、物品賃貸業		3	3	0	0
教育、学習支援業、医療、福祉、 サービス業		35	17	14	4

(2) 職種別、学歴別、企業規模別の初任給

企業規模		規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
職 種	学 歴				
新 卒 事 務 員	大 学 卒	200,151 円	205,459 円	197,152 円	191,699 円
	短 大 卒	182,077	185,067	180,692	175,997
	高 校 卒	169,427	172,347	168,807	161,417
新 卒 技 術 者	大 学 卒	205,780	212,867	206,497	189,268
	短 大 卒	187,490	192,331	186,946	174,662
	高 校 卒	171,069	170,949	174,432	161,725
新 卒 事 務 員 及 新 卒 技 術 者	大 学 卒	202,160	207,666	200,643	190,533
	短 大 卒	184,047	187,555	182,965	175,386
	高 校 卒	170,112	171,796	171,136	161,571

注：金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額である。

(3) 諸手当の支給状況

ア 家族手当

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合	
		岡 山 県	全 国
家 族 手 当 制 度 が あ る		73.2%	75.5%
	配偶者に家族手当を支給する	62.1%	56.2%
家 族 手 当 制 度 が な い		26.8%	24.5%
扶養家族の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	10,747円	12,744円
	配偶者と子1人	17,488円	19,272円
	配偶者と子2人	23,870円	25,373円

- 注：1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は、岡山県で84.9%、全国で74.5%である。
3 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

イ 特別給（賞与及び臨時給与）

区 分 項 目		岡 山 県	全 国	
		事務・技術等従業員	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	338,427 円	385,616 円	292,357 円
	上 半 期 (A ₂)	340,738	391,088	297,878
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	754,540 円	840,471 円	568,806 円
	上 半 期 (B ₂)	766,626	907,309	581,387
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.23 月分	2.18 月分	1.95 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.25	2.32	1.95
	年 間 計	4.48月分	4.49月分	

注：下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から7月までの期間をいう。

3 職員の給与に関する報告及び勧告

地方公務員法の規定に基づき、令和5年10月4日、県議会議長及び知事に対し、職員の給与について次のように報告及び勧告を行った。

(1) 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
372,708円	369,926円	2,782円 (0.75%)

注：民間給与、職員給与ともに、令和5年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 報告（むすび）

ア 職員給与

職員給与等の決定に関係のある基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、これらを総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要があると判断した。

(ア) 給料表

本年4月時点における民間給与と職員給与を比較した結果、職員給与が民間給与を下回っていることが判明した。

本委員会としては、この較差を解消するため、月例給の引上げ改定を行うこととした。

改定に当たっては、優秀な人材確保が重要な課題となっている本県の実情に鑑み、民間との給与比較を行っている行政職給料表について、初任給を始め若年層に重点を置いた改定を行うこととした。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえて改定し、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表と同様の改定を行うこととする。

また、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであるから、同月に遡及して実施することとする。

(イ) 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医師の処遇を確保する観点から、国家公務員の初任給調整手当の改定に関する人事院勧告に準じて改定する。

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合は、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすることとする。支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期と12月期で均等になるよう定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

(エ) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」について、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨

格案を示し、検討作業を進めるとしている。本委員会としても、今後、国や他の都道府県の動向を注視することとする。

イ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、憲法で保障されている労働基本権を制約することに対する代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準と民間の給与水準を均衡させる（民間準拠）とともに、職員の給与制度を国家公務員の給与制度に準じるものとして、長年の経緯を経て職員給与の決定方式として定着している。

民間準拠を基本に勧告を行う理由は、職員も勤労者であり、勤務の対価として適切な給与を支給することが必要とされる中で、その給与水準は、民間企業とは異なり、市場原理による決定が困難であることから、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。一方、給料表の構造等の給与制度は、公務としての近似性、類似性を重視して均衡の原則を適用し、国家公務員の給与制度を基本として決定することが適当である。

このような民間準拠等により職員給与を決定する仕組みは、職員の理解と納得とともに広く県民の理解を得られる方法であり、職務に精励する職員に、こうした方法により決定された適正な給与を支給することは、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、このたびの勧告を実施されるよう要請する。

別表第1 公民給与の比較における比較対象従業員（事務・技術関係職種）

職 種	要 件
支 店 長 工 場 長	・ 構成員50人以上の支店（社）の長又は工場の長
部 長	・ 2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
部 次 長	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者
課 長	・ 2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
課 長 代 理	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者
係 長	・ 係の長及び係長級専門職 ・ 係長等のいない事業所において主任の職名を有する者のうち課長代理以上に直属し直属の部下を有する者及び職能資格等がこれに相当する主任の職名を有する者
主 任	・ 係長等のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者
係 員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術

別表第2 公民給与の比較における対応関係

行政職給料表		民間事業所		
職務の級	標準的な職務(例)	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模100人未満の事業所
9 級	本庁部長	支店長、工場長、部長、部次長		
8 級	本庁部次長	課 長		
7 級	本庁困難課長		課長代理	支店長、工場長、部長、部次長
6 級	本庁課長			
5 級	副参事	課 長		
4 級	主幹	係 長	課長代理	課長代理
3 級	主任		係 長	係 長
2 級	主事技師	主 任	主 任	主 任
1 級		係 員	係 員	係 員

(3) 勧告

職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置を講ずることを勧告する。

ア 改定の内容

(ア) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(イ) 諸手当

ア) 初任給調整手当について

- a 行政職給料表又は医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を 415,600 円とすること。
- b 行政職給料表及び医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を 51,100 円とすること。

イ) 期末手当及び勤勉手当について

a 令和 5 年 12 月期の支給割合

- a) 12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.25 月分(特定幹部職員にあつては 1.05 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.05 月分(特定幹部職員にあつては、1.25 月分)とすること。
- b) 定年前再任用短時間勤務職員については、12 月に支給される期末手当の支給割合を、0.7 月分(特定幹部職員にあつては、0.6 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 0.5 月分(特定幹部職員にあつては、0.6 月分)とすること。
- c) 特定任期付職員及び任期付研究員については、12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

b 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

- a) 6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分(特定幹部職員にあつては、1.025 月分)とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.025 月分(特定幹部職員にあつては、1.225 月分)とすること。
- b) 定年前再任用短時間勤務職員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6875 月分(特定幹部職員にあつては、0.5875 月分)とし、勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.4875 月分(特定幹部職員にあつては、0.5875 月分)とすること。
- c) 特定任期付職員及び任期付研究員については、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.7 月分とすること。

イ 改定の実施時期

この改定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、アの(イ)のイ)の a については令和 5 年 12 月 1 日から、アの(イ)のイ)の b については、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。

4 勧告実施の状況

民間給与との比較等に基づき、給料表については、若年層に重点を置いた、月例給の 0.75 % (改定額 2,777 円) 引上げを勧告し、期末手当及び勤勉手当については、年間の支給割合を 0.10 月分引上げる勧告し、いずれも勧告どおり実施された。

第 5 章

勤務条件関係等業務

第5章 勤務条件関係等業務

1 勤務条件

- (1) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和35年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。（適用：令和6年1月1日）

夏季特別休暇の取得可能期間の始期を7月1日から6月1日に拡充した。

- (2) 会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（令和元年岡山県人事委員会規則第26号）の一部を次のとおり改正した。（適用：令和6年1月1日）

夏季特別休暇の取得可能期間の始期を7月1日から6月1日に拡充した。

2 服 務

令和5年度において規則等の改廃等を行ったもの …… なし

3 その他

- (1) 職員の退職管理の運用について（平成28年岡人委第304号通知）の一部を次のとおり改正した。

管理職職員であった者が再就職した場合の届出の様式について、管理職職員であった者が離職時に管理職職員以外であった場合に、離職時の職と併せて括弧書で管理職職員としての最終の職を記入すべき旨の注意書を追記した。

- (2) 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年岡山県人事委員会規則第2号）の一部を次のとおり改正した。（適用：令和6年4月1日）

任命権者が職員を派遣することができる公益法人等から地方公共団体金融機構を削除し、地方税共同機構を追加した。

第 6 章

公平審査関係業務

第6章 公平審査関係業務

1 勤務条件に関する措置要求

- (1) 令和5年度において判定したもの …… なし
- (2) 令和5年度において審査したもの …… なし
- (3) 令和5年度において却下したもの …… なし
- (4) 令和5年度において取下げのあったもの …… なし

2 不利益処分に関する審査請求

- (1) 令和5年度において裁決したもの …… 1件
- (2) 令和5年度において審査したもの …… 2件
- (3) 令和5年度において却下したもの …… なし
- (4) 令和5年度において取り下げのあったもの …… なし
- (5) 令和5年度において打ち切ったもの …… なし

3 苦情処理

令和5年度において苦情相談があったもの …… 7件

(単位：件)

処理 事項	制度説明	アドバイス	当局に伝達	調査申入れ	そ の 他	計
任用関係						
給与関係			1			1
勤務条件		1				1
福利厚生						
いじめ等			1			1
そ の 他	1	2	1			4
計	1	3	3			7

4 公平委員会事務受託地方公共団体一覧

令和6年3月31日現在の受託団体は次のとおりである。

団体の種類	団 体 数	計
市	井原市，総社市，高梁市，新見市，備前市，瀬戸内市，赤磐市，真庭市，美作市，浅口市（10市）	58団体
町 村	和気町，早島町，里庄町，矢掛町，新庄村，鏡野町，勝央町，奈義町，西粟倉村，久米南町，美咲町，吉備中央町（12町村）	
一部事務組合	専任の職員を置いているすべての組合（35一部事務組合）及び1広域連合	

第 7 章

職員団体関係業務

第 7 章 職員団体関係業務

1 職員団体の登録

(1) 県関係

令和 5 年度に新規登録、解散、登録の効力停止及び登録取消しをした職員団体はなかった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった（5 件）。

登録事項の変更

登 録 番 号	団 体 名	登録変更年月日	変 更 内 容
1	岡 山 県 職 員 労 働 組 合	R5. 7. 24	役員変更
2	岡 山 県 教 職 員 組 合	R5. 4. 25	役員変更
3	岡 山 県 高 等 学 校 教 職 員 組 合	R5. 4. 25 R5. 5. 19	役員変更 役員変更
58	新 岡 県 教 職 員 組 合	R5. 5. 23	役員変更

(2) 受託地方公共団体関係

令和 5 年度に新規登録、解散、登録の効力停止をした職員団体はなかった。登録取消しをした職員団体は次のとおりであった。また、登録事項の変更を登録した職員団体は次のとおりであった。また、令和 5 年度における登録事項の変更届の状況は、次のとおりであった。

①登録取消し（1 件）

登 録 番 号	団 体 名	取消し年月日	備 考
47	自 治 労 備 前 市 職 員 労 働 組 合	R5. 7. 13	

② 登録事項の変更（8 件）

登 録 番 号	団 体 名	登録変更年月日	変 更 内 容
33	浅 口 市 職 員 組 合	R5. 11. 10	役員変更
36	自 治 労 早 島 町 職 員 組 合	R5. 8. 22	役員変更
40	自 治 労 美 作 市 職 員 労 働 組 合	R5. 11. 29	役員変更
48	総 社 市 職 員 組 合	R5. 8. 17	役員変更
50	自 治 労 新 見 市 職 員 組 合	R5. 6. 29	役員変更
52	真 庭 市 職 員 労 働 組 合	R5. 8. 24	役員変更
54	高 梁 市 幼 児 教 育 教 職 員 組 合	R5. 4. 21	役員変更
55	井 原 市 幼 児 教 育 教 職 員 組 合	R5. 4. 27	役員変更
56	総 社 市 幼 児 教 育 教 職 員 組 合	R5. 4. 26	役員変更

2 管理職員等の範囲の指定

(1) 県関係

職の新設・改廃等に基づき、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第15号）の一部を次のとおり改正した。

機 関 名		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号	
知 事 部 局	本 庁	・感染症対策監 ・総括参事（庁舎管理 班に属する者） ・副参事（地方創生推 進室、評価班及び行 政改革推進室に属す る者）	・新型コロナウイルス 感染症対策監 ・副室長（人事、給 与又は予算の事務 を行う者） ・総括副参事（庁舎 管理班に属する 者） ・主幹（地方創生推 進室及び評価班に 属する者）	職の新設 及び廃止	R 6 . 3 . 2 9 規則第 8 号	
	出 先 機 関	県民局	・ 参与			職の新設
		家畜保健衛 生所		・ 参与		職の廃止
		女性相談所		・ 所長		機関の名 称変更
		女性相談支 援センター	・ 所長			
		農林水産総 合センター		・ 参与 ・ 主事（人事の事務 を行う者）		職の廃止
		農林水産総 合センター 畜産研究所	・ 参与			職の新設
教 育 庁	・ 総括参事（評価・企 画班に属する者） ・ 総括副参事（評価・ 企画班に属する者） ・ 総括主幹（評価・企 画班に属する者） ・ 総括主任（評価・企 画班に属する者） ・ 主任（評価・企画班		職の新設			

		に属する者) ・主事（評価・企画班 に属する者)			
人事委員会事務局			・総括主幹 ・主幹	職の廃止	

(2) 受託地方公共団体関係

職の新設・改廃等に伴い、岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岡山県人事委員会規則第16号）の一部を次のとおり改正した。

公共団体	機 関		新たな指定	指定の廃止	理 由	公布年月日 及び番号
高 梁 市	市長部局	本庁	人財育成係長	財産活用係長	職の新設 及び廃止	R 5 . 5 . 2 3 規則第41号
			主査（秘書係、職員係、人財育成係及び財政係に属する者に限る。） 主任（職員係及び人財育成係に属する者に限る。） 主事（職員係及び人財育成係に属する者に限る。）	主査（秘書係、職員係及び財政係に属する者に限る。） 主任（職員係に属する者に限る。） 主事（職員係に属する者に限る。）	字句の修正	
	教育委員会	幼稚園	副園長		職の新設	
		学校給食センター	所長代理		職の新設	
新 見 市	教育委員会	幼稚園		園長 教頭 主幹	施設及び 職の廃止	
		中央図書館	館長補佐		施設及び 職の新設	
備 前 市	市長部局	本庁	検査官 副所長	行革推進係長	職の新設 及び廃止	
			主査（行財政改革課、秘書係、行政係、職員係及び財政係に属する者に限る。）	主査（秘書係、行政係、行革推進係、職員係及び財政係に属する者に限る。）	字句の修正	
	教育委員会	事務局	副教育長 室長補佐		職の新設	

	監査委員事務局		副参事		職の新設
赤 磐 市	市長部局	本庁	主幹	主幹	職位の変更
		支所		主幹	職の廃止
	教育委員会	事務局	主幹	主幹	職位の変更
美 作 市	市長部局	本庁	主幹		職の新設
		総合支所	参事	課長	職の新設及び廃止
		病院	看護部長	総看護師長	職の新設及び廃止
浅 口 市	市長部局	総合支所	参事		職の新設
里 庄 町	町長部局		主幹		職の新設
矢 掛 町	町長部局	本庁	秘書広報・町活性化推進室長	総合政策監 秘書広報係長	職の新設及び廃止
鏡 野 町	町長部局	保育園	園長		施設及び職の新設
		幼稚園	園長		施設及び職の新設
	教育委員会	保育園		園長	施設及び職の廃止
		幼稚園		園長	施設及び職の廃止
久米南町	町長部局	本庁		総務企画課長補佐 総務企画課上席主幹（給与又は財政の事務を行う者に限る。）	職の廃止
	農業委員会事務局			事務局長	職の廃止
美 咲 町	議会事務局		副局長 局長代理		職の新設
	町長部局	本庁	参与 副課長 副室長	政策推進監	職の新設及び廃止

			副所長 参事		
		支所	副課長		職の新設
	教育委員会	事務局	副課長 参事		職の新設
		義務教育 学校	校長 副校長 教頭		施設及び 職の新設
岡山市久 米南町国 民健康保 険病院組 合	病院		副看護部長 事務長補佐		職の新設
和気北部 衛生施設 組合	事務局		事務局長代理		職の新設
岡山県後 期高齢者 医療広域 連合	事務局		課長代理 課長補佐 室長		職の新設

第 8 章

労働基準監督機関関係業務

第 8 章 労働基準監督機関関係業務

1 労働基準監督機関職権行使者

労働基準監督機関の職権は、令和 5 年10月12日人事委員会の決議により、古南委員に委任されている。

2 労働基準法別表第 1 の事業区分

令和 5 年度においては、事業所の新設はなかった。

3 労働基準法に基づく諸届の受理等

令和 5 年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
時間外労働、休日労働に関する協定の締結届	89	年度当初89件

4 労働安全衛生法に基づく諸届の受理等

令和 5 年度の諸届の受理等の状況は、次のとおりである。

項 目	件数	備 考
衛生管理者等選任報告	61	衛生管理者52件、産業医 9 件 (一社) 日本ボイラ協会委託分13件 (一社) 日本クレーン協会委託分 4 件
健康診断結果報告	3	
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告	3	
労働者死傷病報告	8	
特定機械等の性能検査実施	17	
ボイラー休止報告	1	
ボイラー廃止報告	1	
第一種圧力容器休止報告	1	
第一種圧力容器廃止報告	1	